

関税優遇制度の自主監査プログラム (VAP) と 労働許可申請の改訂

辻本 浩一郎

＜自主監査プログラム (VAP)＞

2018年4月1日から2019年4月30日までの期間、タイ関税当局は、一時的な自主監査プログラム (VAP) を導入しています (前回は2017年8月に終了)。

このプログラムは、過小申告に対する罰則を免除することで、企業が自主的に修正申告することを促す制度です。

信用のおける法人は、事故や誤解に起因する関税の誤申告、支払い不足又はその他の誤りから生じた意図的ではない誤りを正す機会を与えられることとなります。

誤申告事由としては、過少評価、HSコードの誤り、関税特典の誤用などがあります。

輸出入者は、輸出入行為の自己検閲をすることによって、2019年4月30日迄の関税及び税金の支払いに関し、VAP 恩典を利用することが推奨されます。

【利点】

- ・罰金及び追加料金を課されることなく関税及びVAT (付加価値税) の不足分を支払うことができる。

通常の税関監査又は検閲が行われ、税関監査士が発見した輸入申告書の不注意による謝りについては、関税の不足額の0.5~2倍相当の罰金と、1ヶ月当たり1%の関税追加料金を支払う。

つまり、通常の監査又は検閲が実施された場合と比較して、債務総額について、かなりの減額になる。

- ・税関監査士が必要とする情報について、企業側に準備時間がある。
- ・3年間は監査を受けることがない。

【注意点】

- ・ハンドキャリーした物品も含め、密輸品は対象外
- ・禁止及び制限された物品の通関忌避案件は対象外
- ・所定のライセンスを取得していない輸出入は対象外

上記の案件については、はるかに高額な罰金 (物品価額の3倍以下及び関税とVAT) が請求されることとなります。

＜労働許可申請の改訂＞

昨今、労働省は、一般企業を対象に、労働許可申請の新しい内部規定を改訂しました。

【新しい労働許可内部規定】

- 1 タイ国外で取得したノンイミгранト B ビザを持つ申請者は、新しいノンイミгранト B ビザでタイに入国した最初の日から15日以内に労働許可を申請しなければならない。
- 2 1項の順守を怠った申請者は、ノンイミгранト B ビザの終了日 (3ヶ月) まで有効である労働許可証を入手する。その後申請者は、再度労働許可を延長できる。
- 3 「株券を発行していない」ことを示す株主名簿 (BOJ.5) の場合、新規または更新の労働許可申請事案について、現在受理しない。

上記の内部規定は労働省でのみ実施され、BOI 企業や工業団地公社 (IEAT) 入居企業、駐在員事務所における就労ビザ及び労働許可証の申請先であるワンストップサービスにおいては対象となりません。

また、労働省の新規則上、これまで取得・更新が求められてきた「駐在員事務所所長」の労働許可証は、今後、新規取得や更新の必要がなくなりました。

労働許可証の代わりになるものとしては、商務省が発行する駐在員事務所 ID となります。

一方、就労ビザは引き続き、取得・延長が求められます。

現在保有している労働許可証については、有効期限から15日以内にキャンセル手続きを行わなければならない、注意が必要となります。

一方、次席者については、引き続き、就労ビザ及び労働許可証の新規取得や更新/延長の対象となります。